

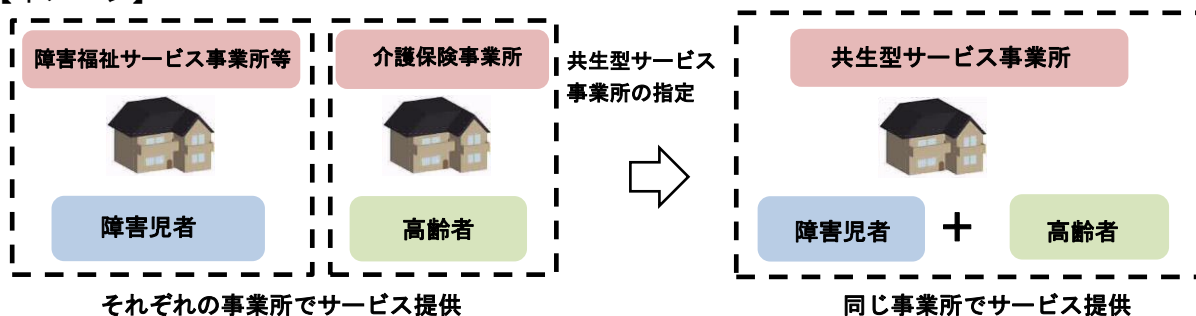
共生型サービスについて

1 共生型サービスとは

共生型サービスは、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、訪問介護・通所介護・短期入所生活介護等について、高齢者や障害児者が共に利用できるよう平成29年5月26日に成立し、平成30年の介護・障害報酬改定において基準・報酬等が定められたサービス。

これまで、介護保険及び障害福祉両方のサービスを事業者が提供するためには、それぞれの指定基準を満たす必要があったが、本制度の導入により、どちらか一方の指定基準を満たすことにより、他方の指定を受けるための基準が緩和され、指定を受けやすくなった。

【イメージ】



2 対象サービス

共生型サービスは、障害福祉サービスに加えて、介護保険サービスを実施しやすくするための特例であるため、障害福祉サービスと介護保険サービスの双方に存在するサービスがその対象になっている。そのため、例えば介護保険サービスの訪問介護を行っている事業所が、共生型サービスとして障害福祉サービスの生活介護の指定を受けることはできない。

区分	障害福祉サービス		介護保険サービス
ホームヘルプサービス	居宅介護 重度訪問介護	⇔	訪問介護
デイサービス	生活介護(※1) 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 児童発達支援(※2) 放課後等デイサービス(※2)	⇔	通所介護(※3)
デイケア	自立訓練(機能訓練)	⇐	通所リハビリテーション
ショートステイ	短期入所	⇔	(介護予防)短期入所生活介護
「訪問・通所・泊まり」といったサービスを一体的に提供するサービス	居宅介護 重度訪問介護	訪問 ⇐	(介護予防)小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護(※4)
	生活介護 機能訓練・生活訓練 児童発達支援 放課後等デイサービス	通い ⇐	
	短期入所	泊まり ⇐	

※1 主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く

※2 主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く

※3 地域密着型通所介護は、市町村・広域連合において指定

※4 小規模多機能型居宅介護事業所は、障害福祉サービスのいずれのサービスも提供できるが、障害福祉サービス事業所は、小規模多機能型居宅介護事業を提供することは出来ない。

3 共生型サービスの利点及び留意事項

(1) 利点

- ・ 利用者が65歳となり、介護保険優先原則により介護保険に移ったとしても継続的なサービス利用が可能となる。
- ・ 利用者が高齢者や障害者等様々な利用者に触れることで状態の好転が見られる事例がある。
- ・ 障害者が65歳以上になった時にその地域にその利用者に合う介護保険サービス事業所がない場合、その利用者に最適のサービスを提供することができる。
- ・ 人員、設備、運営基準において、基本的に障害福祉サービスの指定を受けていれば、介護保険サービスの指定を受けることが可能となる。

(2) 留意事項

- ・ 共生型サービスは本来的な介護保険事業所の基準を満たしていないため、介護保険サービス本来の報酬単価と区分されている。
- ・ 利用者の数に応じて人員や設備の基準が設けられている部分については、障害福祉サービスの利用者数と介護保険サービスの利用者数を合計した数での基準が必要（通所介護事業所における介護職員の数や短期入所生活介護事業所における食堂及び機能訓練室の面積等）
- ・ 障害福祉サービス、介護保険サービスを一体となって行うこととなるため、従業者にはそれぞれの利用者に対する理解が必要。

【共生型サービス報酬単位】

障害福祉サービス		介護保険サービス	単位数
居宅介護	⇒	訪問介護	訪問介護と同様の単位数（※1、※2）
重度訪問介護	⇒	訪問介護	訪問介護の所定単位数に93/100を乗じた単位数（※2）
生活介護	⇒	通所介護 地域密着型通所介護	通所介護・地域密着型通所介護の所定単位数に93/100を乗じた単位数（※3）
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	⇒	通所介護 地域密着型通所介護	通所介護・地域密着型通所介護の所定単位数に95/100を乗じた単位数（※3）
児童発達支援 放課後等デイサービス	⇒	通所介護 地域密着型通所介護	通所介護・地域密着型通所介護の所定単位数に90/100を乗じた単位数（※3）
短期入所	⇒	（介護予防）短期入所生活介護	（介護予防）短期入所生活介護の所定単位数に92/100を乗じた単位数（※3）

※1 但し、介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員初任者研修修了者・生活援助従事者研修修了者・旧介護職員基礎研修修了者・旧訪問介護員1級課程又は旧2級課程修了者・居宅介護職員初任者研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）がサービス提供を行った場合は、訪問介護と同様の単位数を算定可能だが、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等がサービス提供を行った場合は70/100、重度訪問介護従業者養成研修修了者等がサービス提供を行った場合は93/100を乗じた単位数。

※2 但し、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等及び重度訪問介護従業者養成研修修了者等については、65歳に至るまでにこれらの研修修了者に係る障害福祉事業所において障害福祉サービスを利用していた高齢障害者に対してのみ、サービス提供が可能。

※3 生活相談員配置等加算（13単位/日）あり。

◎ 共生型サービスについて、実際に共生型サービスを行っている事業所のアンケート等を取りまとめた国の調査研究事業があります。共生型サービスの運営等に関する実際の声が確認できますので、そちらもご覧ください。

○ 「共生型サービス★はじめの一步★～立ち上げと運営のポイント」（共生型サービスの実態把握及び普及啓発に関する調査研究事業、令和3年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

4 指定申請書の提出先

通常の指定申請書と同様、事業所所在地を所管する保健福祉事務所福祉課へ2部提出。

※申請書類等については、下記ホームページをご確認。

○長野県公式ホームページ

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 介護サービス > 市町村・介護保険指定事業者の皆様への情報 > 介護保険事業者指定（許可）申請関係等様式

⇒「3 申請書類確認票」の中で該当サービスを確認してください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/shinse.html>

・中核市（長野市・松本市）に所在する事業所において長野市高齢者活躍支援課又は松本市高齢福祉課へ申請書類を提出。

5 指定申請時の留意点

- (1) 根拠となる障害福祉サービスと共生型介護保険サービスの両方の指定を、同時に受けることはできない(但し、障害福祉サービス事業所の指定を受けた後、同日に共生型介護保険サービス事業所としての指定を受けることは可能)。そのため、最初に根拠となる障害福祉サービスの指定を受けた後、引き続き、共生型介護保険サービスの指定を申請する必要があります。
- (2) 共生型サービスであっても、一般的な人員・設備・運営基準を満たす必要があります。